

要配慮者利用施設における避難確保計画作成および
避難の実効性確保に関する説明会【結果概要】

<概 要>

国は水防法・土砂災害防止法を改正し、土砂災害及び浸水リスクのある要配慮者施設の「避難確保計画の作成と訓練実施」及び「訓練結果報告」を義務化している。

本市における計画作成率、訓練実施率を向上により、災害時における避難体制を充実させ、施設の危機意識の向上と利用者の安全安心のためこれらの取り組みの完遂するため、施設管理者及び事務担当者に出席願い計画の作成率、訓練の実施率が100%となるようお願いした。

- 開催日時：令和5年7月10日（月）19時00分～20時15分
- 開催場所：甲賀市役所 3階301会議室
- 参加者：30法人

【水防法・土砂災害防止法の改正概要】

- ◇平成29年6月の改正により、「浸水想定区域」「土砂災害警戒区域」内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して**避難確保計画の作成と訓練実施が義務化**

- ◇令和3年5月の改正により、「浸水想定区域」「土砂災害警戒区域」内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して**市町村に訓練結果を報告することが義務化**

